

庄内町告示第78号

令和7年度庄内町新規狩猟免許取得支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月18日

庄内町長 富 樫 透

令和7年度庄内町新規狩猟免許取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥獣による農作物被害の減少及び人身被害の防止を図るため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第7項に規定する狩猟鳥獣の捕獲等（次条において「狩猟鳥獣の捕獲等」という。）に従事する者が同法第39条第2項に規定する網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許（以下これらを「狩猟免許」という。）を取得した場合に、当該免許の取得、銃器所持の許可等に要した経費に対し予算の範囲内で令和7年度庄内町新規狩猟免許取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。第5条及び第6条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、町内に住所を有する庄内町鳥獣被害対策実施隊設置規則（平成29年庄内町規則第7号）第3条に規定する隊員であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和7年度に狩猟免許又は銃器の所持の許可を取得した者であること。
- (2) 猟友会の会員として狩猟鳥獣の捕獲等に従事する者であること。
- (3) 町税等（国民健康保険税を含む。）の滞納がない者であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 狩猟免許の取得に係る経費のうち、別表に掲げるもの。
- (2) 銃器所持の許可及び保管に係る経費のうち、別表に掲げるもの。
- (3) 猟友会の入会に係る経費のうち、別表に掲げるもの。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額とし、8万8,300円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する交付申請書は令和7年度庄内町新規狩猟免許取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号。次条において「交付申請書」という。）によるものとし、補助対象経費の支払を全て完了した日から起算して1月を経過する日又は3月31日のい

いずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

(実績報告及び額の確定通知)

第6条 規則第13条の規定による実績報告は、交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる添付書類
- (2) 領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 規則第7条に規定する補助金の交付の決定の通知及び規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、令和7年度庄内町新規狩猟免許取得支援事業補助金交付決定及び交付額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

区 分	補助対象経費	添付書類
(1) 狩猟免許の取得に係る経費	イ 狩猟免許取得初心者講習会の受講料 ロ 狩猟免許試験の受験申請料 ハ イ又はロの申請等に必要な書類（診断書及び証明写真）に係る経費	狩猟免許状の写し
(2) 銃器所持の許可及び保管に係る経費	イ 猟銃等初心者講習会の受講料 ロ 教習資格認定の申請料 ハ 猟銃火薬類譲受許可の申請料 ニ 射撃講習の受講料 ホ 弾の譲受に要する経費 ヘ 銃器所持許可の申請料 ト 銃及び弾の保管庫、消耗品（ロッカー、銃カバー、スリング及び弾帯ベルトに限る。以下同じ。）の購入費 チ ロ及びへの申請に必要な書類（診断書、戸籍抄本、住民票及び身分証明書）に係る経費	銃器所持許可証の写し
(3) 猟友会の入会に係る経費	イ 大日本猟友会費 ロ 山形県猟友会費	猟友会に入会したことを証する書類の写

	ハ 山形県猟友会支部会費	し
--	--------------	---

苑

令和7年度庄内町新規狩猟免許取得支援事業補助金交付申請書

補助金交付申請額		円	
狩猟免許の種類 (該当する□にレ印を記載)		☐ 網猟免許	☐ わな猟免許
		☐ 第一種銃猟免許	☐ 第二種銃猟免許
補助対象経費の種類	(1) 狩猟免許取得に係る経費	狩猟免許取得初心者講習会の受講料	円
		狩猟免許試験の受験申請料	円
		診断書又は証明写真に係る経費	円
	(2) 銃器所持の許可及び保管に係る経費	猟銃等初心者講習会の受講料 教習資格認定の申請料 猟銃火薬類譲受許可の申請料 射撃講習の受講料 弾の譲受に要する経費 銃器所持許可の申請料 銃及び弾の保管庫又は消耗品の購入費 教習資格認定又は銃器所持許可の申請に必要な書類に係る経費	円 円 円 円 円 円 円 円
	(3) 猟友会会費	大日本猟友会・山形県猟友会・同支部の会費	円
狩猟免許取得年月日		年 月 日	
猟友会入会年月日		年 月 日	
添付書類	狩猟免許状、銃器所持許可証及び入会を証する書類並びに領収書の写し その他（ ）		

申請者 住 所
氏 名
生年月日

年 月 日

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

庄内町長 

令和7年度庄内町新規狩猟免許取得支援事業補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和7年度庄内町新規狩猟免許取得支援事業補助金について、下記のとおり交付の決定及び交付額の確定をしたので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第5条第1項及び第14条の規定により通知します。

記

交付決定及び確定額 円